平成２３年（フ）第３８１号
静岡県田方郡函南町平井1753番地の1270　南箱根ダイヤランド35―387
破産者　森川　　喬
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２７１号
静岡県磐田市川袋1822番地、破産手続開始決定時の住所静岡県磐田市豊岡6164番地９
破産者　中西　保子
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第４９２号
静岡県浜松市東区安間町２番地の２　安間町パークホームズ304号
破産者　浅見　全恒
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第５３７号
静岡県浜松市中区高丘西３丁目37番８号　プリムローズⅡ105、前住所静岡県浜松市中区高丘東５丁目６番30号　シアトルビレッジ108号
破産者　鈴木　敏充
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第４０５号
長崎県長崎市古賀町1163番地１　安達アパート４号、開始決定時の住所長崎県長崎市船石町616番地１
破産者　鍬塚　幸久
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２２８号
熊本市帯山１丁目29番24号、前住所熊本市草葉町１番25―907号
破産者　岡本　英利
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３７３号
大分市緑が丘２丁目22番４号、開始決定時の住所大分市大手町１丁目１番15号　スカイコート大手町303
破産者　松木喜太郎
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１７３号
北海道小樽市末広町４番１号、開始決定時の住所北海道小樽市色内１丁目10番10号
破産者　宮本　　裕
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第５９５号
仙台市青葉区落合４丁目６番９―204号
破産者　横山　　豊
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６４３号
宮城県宮城郡利府町森郷字堀川30番地１　堀川団地１―４号
破産者　平塚　廣孝
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１２９８号
名古屋市緑区六田１丁目229番地
破産者　平井　憲男
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５５８号
京都市伏見区竹田七瀬川町372番地８　片岡方
破産者　橋本萬里子
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５７６号
大阪府堺市南区新檜尾台２丁２番５―514号、開始決定時の住所大阪府和泉市内田町１丁目11番33号
破産者　関戸　利将
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９号
大阪府泉佐野市日根野4291―２サンハイツオカトモ301号、事業所所在地大阪府泉佐野市長滝3327―２、住民票上の住所大阪府泉佐野市長滝3264番地の10
破産者　和製作所こと　中川　和徳
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６３３号
兵庫県神戸市長田区蓮宮通３丁目１番地の22
破産者　田尻　光子
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７８８号
神戸市北区有馬町351番地　花結びさくら寮301号、従前の住所兵庫県洲本市由良３丁目６番15号
破産者　由本八重子
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９２３号
広島市西区南観音７丁目６番３―101号
破産者　平田　幸光
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部